

顧問契約書

(以下「甲」という。)と行政書士前原浩(以下「乙」という。)とは、乙が甲のために行う顧問契約に関して、次のとおり契約する。

第1条(委任及び受任事項)

1. 甲の に関する官公署への申請手続き業務
2. 甲の に関する権利義務、事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)の作成業務
3. 甲の に関する助言・相談業務
4. 前各号に定める事項の他、甲の個別依頼により、 等の業務(以下「個別依頼業務」という。)を行うこと。

第2条(業務の処理)

乙は、本契約に基づき甲から委任をうけた事項については、法令、行政書士会会則及び行政書士倫理綱領を遵守し、甲の利益のために誠実に業務を処理しなければならない。

第3条(秘密保持義務)

乙は、甲の信用、名誉を損なうおそれのある情報および契約による受任義務に関連して知りえた情報について、甲の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならない。

第4条(顧問料)

第1条第1号から第3号に定める業務(以下「顧問業務」という。)を継続的に行わせる為に、甲は乙に対して、顧問料として月額金 円を前月末日までに乙の下記口座に振り込んで支払う。

(振り込み口座の表示)

銀行名(支店名) 福岡銀行本店営業部
預金の種類 普通預金
口座番号 6153477
口座名義 前原行政書士事務所 前原 浩

2 前項に規定する顧問料額は、将来経済情勢の変化、顧問業務の増加あるいは減少により、不相応となったときは、甲乙協議の上これを増減することができるものとする。

第5条(受任事項の費用)

乙は甲に対し、顧問業務について、特別に費用を負担した場合は、顧問料のほかにその実費を請求することができる。

2 乙は、前項の特別な費用を請求する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

第6条（個別依頼業務の報酬）

甲が第1条第4号に基づいて乙に依頼する個別依頼業務について、甲が乙に対して支払うべき報酬、日当等の額は、事件の難易度に応じ、乙の事務所に掲げる報酬額表を基準として、各業務（事件）ごとに、甲乙協議の上定めるものとする。

第7条（契約の更新及び解除）

この契約の有効期間は、平成 年 月 日から1年間とし、甲乙いずれか一方から上記期間の満了までに解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されるものとする。

2 この契約は、甲または乙において、いつでも解約することができる。ただし、甲は乙に対し、すでに支払った顧問料の返還を求めることはできない。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

第9条（合意管轄）

前条に協議によってもなお本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上のとおり、本契約が成立したことを証するため、本書を二通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ一通を所持するものとする。

平成 年 月 日

（甲）住所

印

（乙）住所 福岡県福岡市博多区千代4丁目29-49グロリー県庁前502号
前原行政書士事務所 行政書士 前原 浩 印